

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年8月28日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村 ^{※1}	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市6町3村 ^{※2}	1市6町3村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	—
	原本シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原本シタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原本ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	—
	くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楡葉町、大玉村、葛尾村	—
	くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	—
	ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楡葉町、天栄村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、葛尾村	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	—
	わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
	ウメ	南相馬市	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
雑穀	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
	大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)	—
		福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧塚塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達増村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米 (平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年度)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
	米 (平成25年度)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米 (平成26年度)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、 只見川のうち上田ダム下流(支流を含む。) 、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物36種 ^{※6}	最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と福島茨城県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※7}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※8}
肉	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリ肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山本屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、相馬市、富岡町、大熊町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常楽町横道、常楽町山根並びに市内国府福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から300林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち猪苗代町、会津郡高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城並びに市内国府福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2098林班まで及び130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(蓬利、小倉寺及び南向合を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧田村市、旧目赤村、旧下川崎村、旧松川村、旧金谷村、旧大原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館/内)、下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(雲山田山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保内、田中内、西郡山、音ノ町、河原田、東深沢、西深沢及び東田に限る。))及び保原町柱田(狹田、平、宮ノ内、前田、猪苗妻、砂子下及び横根に限る。))に限る。)、旧堰本村(梁川町大園(寺脇、清水、松平、久保、棚塚、黒ノ山、山口、宝木沢、並石及び上ノ台を除く。))、梁川町新田及び梁川町新台に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧小手村及び旧高野村(梁川町八幡村)の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(沢川及び米沢に限る。))、旧谷下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧佐倉村、旧石戸村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧平田村及び旧合合村の区域に限る。))、南相馬市(旧大木村及び旧小坂村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂町の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧田村市、旧大崎村、旧大崎村及び旧田村市の区域に限る。)、郡山市(旧雲山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧高野村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常楽町横道、常楽町山根並びに市内国府福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、高倉(字助常、字吹屋峰、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。)、車(字袖原の区域に限る。)、小浜(字間形を除く区域に限る。))、下江井、小沢、堤谷、江井、米沢沢、小太田、鶴谷、大妻(字田畑、字森合、字森合東及び字駿音前の区域に限る。)、高(字野田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現、字原、字鍛冶、字内、字ノ内、字小助、字新田、字新田、字花木内及び字高林の区域に限る。))及び大塚(字田城の区域に限る。))の区域に限る。))並びに市内国府福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班まで及び2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山本屋並びに市内国府福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、楡葉町、川内村及び飯館村(長並並びに市内国府福島森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。))

※5 福島県南相馬市(平成24年4月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楡葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

※6 アイナメ、アカンタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスバメバル、ウミナガサ、エゾイソイナメ、カサゴ、クツネメバル、クロウシノサナ、クロソイ、ロドリダ、ケムシカガ、コモリカスベ、サクラマス、サワロウ、ショウサイワグ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ニベ、スマメバル、ハイガレ、ヒシノガリ、ヒラメ、ホシガレイ、ホシサメ、マアサゴ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マガロ、ムシガレイ、ムラソイ、メダカガレイ、ビシガレイ

※7 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年8月28日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町

岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木シイタケ（露地栽培）	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ（露地栽培）	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり（野生のものに限る。）	一関市、奥州市
雑穀	わらび（野生のものに限る。）	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	大豆	一関市（旧磐清水村の区域に限る。）（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。）
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ（養殖を除く。）	磐井川（支流を含む。）及び砂鉄川（支流を含む。）
肉	ウグイ	岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ肉	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	登米市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	キノコ類（野生のものに限る。）	白石市、栗原市、丸森町（旧耕野村の区域を除く。）
	くさそてつ（こごみ）	栗原市、大崎市
	こしあぶら	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	ぜんまい	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	たらのめ（野生のものに限る。）	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	米（平成25年産）	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	栗原市（旧沢辺村の区域に限る。）（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。）
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、基石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	アユ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域

山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら（野生のものに限る。）	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イシガレイ	
	ヒラメ	
	アメリカナマズ（養殖を除く。）	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ（養殖を除く。）	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年8月28日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、栃木市（旧岩舟町を除く。）、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	日光市、大田原市、那須塩原市、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市、さくら市、芳賀町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ（養殖を除く。）	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市 山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
水産物	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請